

# 第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ（案）

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

## 第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 環境の状況

## 第3章 計画の目標

- 1 計画の目標
- 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
- 3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

## 第4章 2020年度までの環境施策の方向

- 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて
- 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて
- 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて
- 4 総合的な施策推進に向けて：「あいちエコアクション」の推進

## 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

# 第1章 計画の基本的事項

# 1 策定の趣旨

- 本県では、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に、工場等の操業に伴う大気汚染や水質汚濁、急激な地盤沈下などの公害が問題となりましたが、法令や条例に基づく規制の実施や公害防止技術の進展、県民・事業者の努力等の結果、一時期の深刻な状況から脱するに至りました。
- しかし、その一方、都市化の進展や人々の生活様式の変化、都市への人口の集中が続く中で、自動車交通に伴う大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音といった都市・生活型公害、廃棄物の量の増大や質の多様化に伴う廃棄物処分場のひっ迫や不適正な処理による環境汚染が問題となっていました。
- さらに、地域的な環境問題に加えて、地球温暖化や生物多様性の損失など地球規模の環境問題が、社会的・国際的にも大きな課題として扱われるようになり、地域においてもその解決に向けた積極的な取組が求められるようになってきました。
- こうした今日の環境問題に対処し、恵み豊かな環境を保全していくためには、法令や条例の遵守はもとより、事業者や県民がそれぞれの立場で事業活動やライフスタイル全体を見直し、自主的・積極的に環境保全の取組を進めることができます。それには、従来からの規制を中心とした個別の施策に加え、事業者や県民の環境保全への取組を促進し、社会の仕組みを環境への負荷の少ないものに変えていくための施策の推進が必要となります。
- このため、本県では、より的確で効果的な環境保全施策の展開を図るため、平成 7 年 4 月、愛知県環境基本条例を施行しました。この条例では、「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」の 3 つを基本理念に掲げています。
- また、本県は、平成 9 年 8 月、この基本理念のもとに恵み豊かなあいちの環境を保全し、これを未来に引き継いでいくことができる「あいち環境社会」の構築を目指し、第 1 次愛知県環境基本計画を策定しました。
- その後、環境の保全と創造のための諸施策を積極的に進めてきたものの、道路沿道を中心にディーゼル自動車から排出される粒子状物質や窒素酸化物による大気汚染への対応や、ダイオキシン類による環境汚染や P C B 廃棄物の処理問題など有害化学物質による環境問題が社会問題化してきました。住民が安心して生活できる環境の確保に向けた取組がさらに求められていたことから、平成 14 年 9 月、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第 2 次愛知県環境基本計画を策定しました。
- さらに、平成 17 年に本県で開催された「2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）」の開催を通して醸成された県民の環境意識の高まりを踏まえ、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げた、第 3 次愛知県環境基本計画を平成 20 年 3 月に策定しました。第 3 次愛知県環境基本計画では、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自

然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んでおり、環境の保全と創造に関する取組を推進してきました。

- その結果、本県では、全国一を誇る住宅用太陽光発電施設の設置基数やエコカーの導入台数、全国トップクラスのごみのリサイクル率など、一定の成果を上げることができました。一方で、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、社会経済システムやライフスタイルの転換、あるいは都市構造の転換などに着実につながる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。
- こうした中で、平成 22 年 10 月には、「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP 10）」が愛知・名古屋で開催され、生物多様性保全の新たな世界目標となる「愛知目標」が採択されるなどの大きな成果を挙げました。本県においては、県民・NPO・事業者が主体となったさまざまな取組が行われ、会議の成功に貢献しただけでなく、特に自然環境面での高い県民意識が培われたことにより、県民や事業者、行政の環境取組が一層活発になっており、今後は、この成果を環境施策の推進へと生かしていくことが必要です。
- また、持続可能な社会の構築に向けては、県民や事業者などあらゆる主体が環境について学び、考え、行動していくことが必要です。本年 11 月に愛知・名古屋で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）に関するユネスコ世界会議」は、本県が、環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいく大きな契機になります。
- こうした本県独自の経験やその中で培ってきた土壌を十分に生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、県民、事業者等の参加と協力を得た環境保全の取組を進めるため、現在の環境基本計画を見直し、これから環境施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- また、本県では、この地域のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が、それぞれの地域の将来像や役割、課題等を共有しながら地域づくりに取り組むための指針として、「あいちビジョン 2020」を本年3月に策定しています。
- 本計画は、この「あいちビジョン 2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画として、本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

## 3 計画の期間

- 「あいちビジョン 2020」では、リニア中央新幹線の開業後の平成42年（2030年）頃を展望し、平成32年（2020年）までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、県内各地域の取組方向を示しています。
- 本計画も同様に、平成42年（2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向を提示します。

## 「第4次愛知県環境基本計画」策定までの流れ

愛知県環境基本条例（平成7年3月施行）

### 愛知県環境基本計画（平成9年8月策定）

- ・目標：環境負荷の少ない循環を基調とした社会を始めとしためざすべき社会の姿と、環境の姿の総体としての「あいち環境社会」の実現

### 第2次愛知県環境基本計画（平成14年9月策定）

- ・目標：「自然界において物質の適正な循環が確保・維持され、自然生態系が健全に保持された恵み豊かな環境の愛知（あいち環境社会）」の形成
- ・「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする4つの社会の形成を通して「あいち環境社会」を実現

平成17年  
国連ESDの10年  
がスタート

平成17年  
愛知万博

### 第3次愛知県環境基本計画（平成20年3月策定）

- ・目標：「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」
- ・「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の5つの社会づくりを通して目標を実現

#### 【社会経済情勢の変化】

- ・人口の減少・超高齢化
- ・地球温暖化対策、生物多様性保全の国際的な枠組みの構築
- ・経済・社会のグリーン化
- ・資源制約の強まり
- ・東日本大震災の影響
- ・安全・安心に対する意識の高まり
- ・ESDの取組

#### 【環境を取り巻く状況】

- ・依然として残る地域の環境課題
- ・取組が遅れている温室効果ガスの排出量削減
- ・生物多様性の損失

平成22年  
生物多様性条約  
COP10

### 第4次愛知県環境基本計画（平成26年〇月策定）

- ・目標：「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現
- ・「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを通して目標を実現

平成26年  
ESDに関する  
ユネスコ世界会議

## 第2章 「あいの環境」を取り巻く状況

社会経済情勢及び本県の環境について、その現況と今後の展望や課題を提示する。

# 1 社会経済情勢の変化

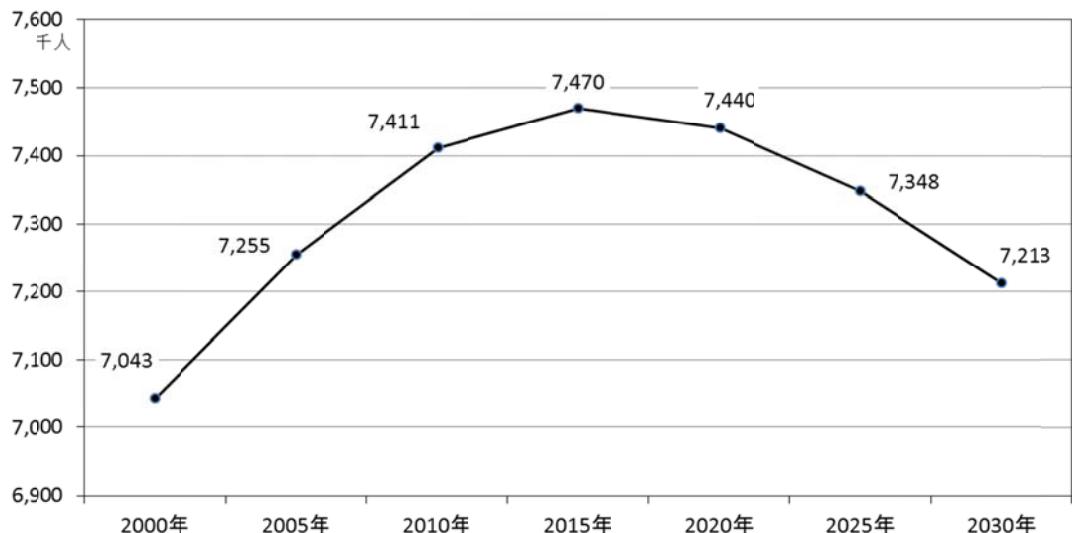
## (1) 人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）の 747 万人をピークに減少に転じ、平成 32 年（2020 年）には 744 万人、平成 42 年（2030 年）には 721 万 3 千人まで減少すると見込まれています。
- 平成 42 年（2030 年）の年少人口（0～14 歳）は 83 万 5 千人に、生産年齢人口（15～64 歳）は 438 万 3 千人になると見込まれており、これは平成 22 年（2010 年）と比較してそれぞれ 23 万 1 千人、45 万 6 千人の大幅な減少となります。一方、老人人口（65 歳以上）は、平成 22 年（2010 年）の 150 万 6 千人から、平成 42 年（2030 年）には約 33% 増えて 199 万 5 千人となり、高齢化率は 27.7% になると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単独世帯数が増加することが見込まれています。

### [課題]

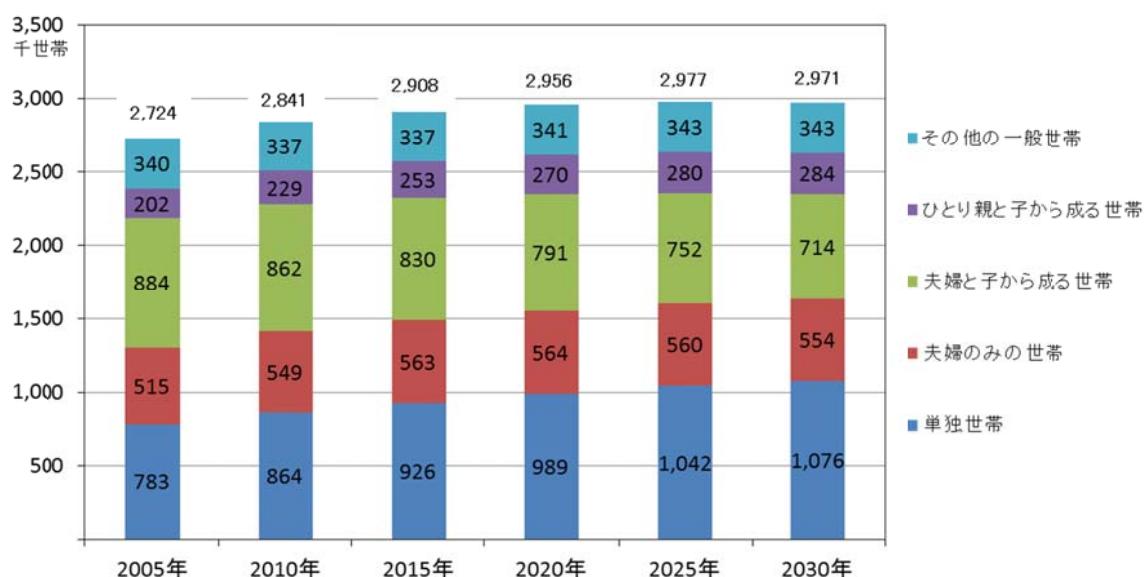
- ◆ 家庭におけるエネルギー消費量を見ると、世帯においては給湯設備や電気製品を共同で使用する多いため、世帯を構成する人数が少ないほど、1 人当たりのエネルギー消費量は増加する傾向があります。また、家庭ごみも、世帯人数に影響を受けず世帯として消費されるものが多いため、世帯の構成人数が少なくなるほど 1 人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向があります。
- ◆ このため、世帯の少人数化が進展することにより、1 人当たりで見たエネルギー消費量や家庭ごみ排出量が増加することが懸念され、人口の減少が環境負荷の低減に寄与しない可能性があります。
- ◆ また、世帯数の増加に伴う居住地の拡散により、自動車利用の拡大などの環境負荷の増大などが予想されることから、その対応が必要です。

## 本県の人口の将来見通し



(国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成)

## 本県の一般世帯の世帯類型別の将来見通し



(国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成)

## (2) 地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

- 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組づくりに向けた議論が進められています。

### ア 地球温暖化対策

- 地球温暖化対策については、平成4年（1992年）に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」に基づき、先進国による温室効果ガス排出量を2008～2012年の平均で1990年比5%削減（日本は6%削減）するこ

とを義務づける「京都議定書」が平成 17 年（2005 年）に発効し、我が国や欧州各国を中心に温室効果ガス排出量の削減取組が進められてきました。

- 平成 25 年（2013 年）以降の世界の枠組については、平成 23 年（2011 年）の第 17 回締約国会議（COP17）において、すべての締約国が参加する将来の法的な枠組を平成 27 年（2015 年）までに採択し、平成 32 年（2020 年）から発効されることが合意されています。
- 我が国においては、平成 25 年 3 月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が改正され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的な事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定することとしています。（注：今後、国の動向を踏まえて修正します。）
- 本県においては、平成 24 年 2 月に、今後の本格的な低炭素社会づくりに向けた新たな指針として「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定しており、温室効果ガス排出を大幅に削減した低炭素社会の実現を目指し、様々な取組を実施しています。

## イ 生物多様性保全

- 生物多様性保全については、平成 4 年（1992 年）に採択された「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」により、多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際的な取り決めなどについて議論が行われてきました。
- 平成 22 年（2010 年）に愛知・名古屋で開催された第 10 回締約国会議（COP10）では、今後 10 年間に国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択されました。また、その達成に向けた具体的な行動計画として、5 つの戦略目標のもとに、20 の個別目標が定められました。
- 本県においては、平成 25 年 3 月に、「愛知目標」の達成に向けた行動計画として「あいち生物多様性戦略 2020」を策定し、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が協働して取組を進める本県独自の「あいち方式」により、生態系ネットワーク形成の県内展開を進めています。

### [課題]

- ◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球温暖化対策や生物多様性保全など、地球環境問題に対する取組を積極的に推進していくことが必要です。
- ◆ 温室効果ガス排出量の削減については、目標の達成に向け、一層の取組が必要です。

- ◆ 生物多様性条約の「愛知目標」の達成に向けて、多様な主体の協働による取組を県内に広く展開することが必要です。
- ◆ また、国際社会において環境に関する規制や規格が整備される中、経済活動においても環境対応が求められています。

### (3) 資源制約の強まり

- 我が国のエネルギー自給率は4%程度に過ぎず、原油や天然ガスなどの化石燃料の調達を輸入に頼っています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、国内の原子力発電所の多くは稼働を停止しており、エネルギー源における化石燃料への依存度は高まっています。
- 新興国の経済発展によるエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高い水準で推移しています。
- また、希少金属などの天然資源についても同様に、今後、世界規模で資源制約が強まるものと予想されています。

#### [課題]

- ◆ 資源の消費は、地球温暖化や生物多様性等の地球環境問題とも密接に関係しており、枯渇が懸念される天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

### (4) 経済・社会のグリーン化

- 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという、いわゆる「経済・社会のグリーン化」という考えは、国連環境計画（ＵＮＥＰ）の「グリーン経済（Green Economy）」や経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の「グリーン成長（Green Growth）」に見られるように、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。
- また、消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっていくと見込まれています。

#### [課題]

- ◆ 本県の活発な産業活動は、引き続き本県の発展をけん引していく役割を担うことが期待されますが、省エネルギー、省資源の徹底など環境負荷の一層の低減が求められます。
- ◆ その上で、環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長

がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係を構築することが必要です。

## (5) 東日本大震災による影響

- 平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋岸の地域はもとより、我が国全体の経済や国民生活に甚大な影響を与え、私たちに豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となるものであることを示しました。
- 東日本大震災では、被災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が原子力発電所の敷地外に拡散、環境汚染を引き起こすという、これまでに経験したことのない事態が発生しました。このことは、県民の暮らしにおいて、環境面での安心・安全が、改めて強く意識されるきっかけとなりました。  
なお、本県では、東日本大震災以降、環境放射能の監視体制を強化して測定していますが、県内における環境中の放射性物質に関する測定値については、異常値は認められていません。
- また、地震と津波による建築物の倒壊に伴って大量の災害廃棄物が発生し、住生活や経済活動の復興にあたって、その適正かつ迅速な処理が課題として浮き彫りとなりました。

### [課題]

- ◆ 環境政策の原点である暮らしの中における環境面での安全・安心の確保に向け、引き続き各種環境施策を実施していくことが必要です。
- ◆ 大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を、平素から築いておくことが必要です。

## (6) 愛知万博・COP10の理念・成果の継承

### ア 2005年日本国際博覧会（愛知万博）

- 平成17年（2005年）、史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」が本県で開催されました。
- 愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や市民の自主的な参加による環境への様々な取組が展開され、大きな成功を収めました。
- 愛知万博におけるこうした取組は、未来の持続可能な社会の実現に向けた社会実験といえるものであり、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高め

られました。

- また、会場外においても、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り組まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。

#### 【愛知万博における先進的な取組】

- ・環境影響評価法の趣旨を先取りした環境アセスメント
- ・会場エリア内における未来型の資源循環とエネルギー供給システムの実証実験（会場内で発生した生ごみやペットボトルを利用して発電を行い、太陽光発電と合わせてマイクログリッド（小規模電力網）技術により会場内の施設に電力を供給）
- ・「EXPOエコマネー」による来場者の環境行動への参加
- ・パビリオンやモビリティ（会場アクセスや会場内交通）における環境負荷低減の取組

など

### イ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

- 本県では、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」開催を愛知万博の理念と成果を発展させるための事業として位置付け、名古屋市や経済界などとともに誘致活動を行った結果、平成22年（2010年）10月、COP10が愛知・名古屋で開催されました。
- 本県は、COP10開催にあたり、名古屋市や経済界などと支援実行委員会を設立し、快適に会議が開催できるよう支援するとともに、会議会場の隣接地や都心部などで様々なイベントを開催し、生物多様性の理解を深め、県民や事業者、行政など主体間の交流を促進させてきました。
- また、本県独自の取組として、COP10開催に合わせて、将来を担う青年や子供、そして自治体による国際会議などを開催し、世界に向けてメッセージを発信しました。さらに、COP10の開催前や会期中において、県民参加による植樹やキャラバンセミナーなどの様々なイベントを県内の各地で展開しました。
- このような取組を通じて、県民の環境に対する関心・意識を一層高めることにつながっただけでなく、COP10の開催地、そして「名古屋議定書」、「愛知目標（愛知ターゲット）」の誕生の地として、生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。

#### [課題]

- ◆ こうした愛知万博とCOP10の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。

## (7) 「E S Dに関するユネスコ世界会議」の開催

- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、持続可能な開発のための教育に関する取組が、我が国を始め世界各地で進められています。
- 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導する「国連E S Dの10年（平成17年（2005年）～平成26年（2014年））」の締めくくりとして、平成26年11月、ユネスコ及び日本政府が主催する「持続可能な開発のための教育（E S D：Education for Sustainable Development）に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されます。

### [課題]

- ◆ この会議を契機として、持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが必要です。

## 2 環境の状況

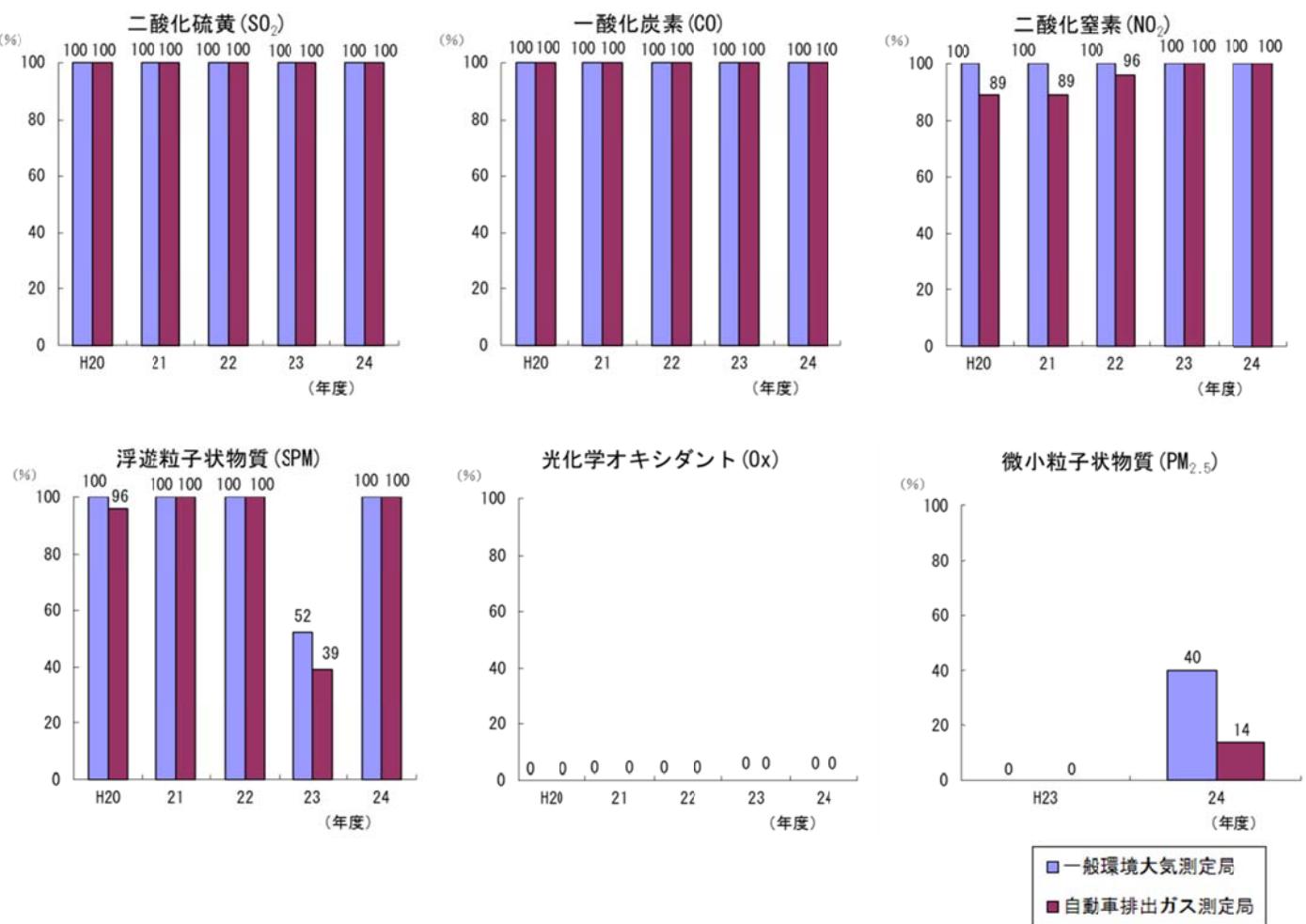
### (1) 大気環境

- 大気環境の環境基準達成状況を直近5年間（平成20～24年度）でみると、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも、すべての測定局で環境基準を達成しています。
- 二酸化窒素については、一般環境大気測定局では、すべての測定局で環境基準を達成しています。また、自動車排出ガス測定局では、幹線道路沿道の一部の測定局で非達成となっていましたが、平成23年度は、昭和60年度以来26年ぶりに、すべての測定局で環境基準を達成し、翌平成24年度もすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 浮遊粒子状物質は、近年、ほとんどの測定局で環境基準を達成しています。なお、平成23年度については約半数の測定局で環境基準を達成しませんでしたが、これは2日間連続で基準値を超えたためであり、この2日間はいずれも県内で黄砂が観測されています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は、平成21年9月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成23年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

#### [課題]

- ◆ 二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局においても改善されていますが、今後とも継続して環境基準を達成していくためには、自動車排出ガス対策をさらに進めることができます。
- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進が必要です。
- ◆ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、発生源が多岐にわたり、また、生成メカニズムが複雑であることから、環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を蓄積することが必要です。

## 大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



(注) 微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の測定期数は、平成 23 年度が一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局、平成 24 年度が一般環境大気測定局 15 局、自動車排出ガス測定局 7 局。

(環境省調べ)

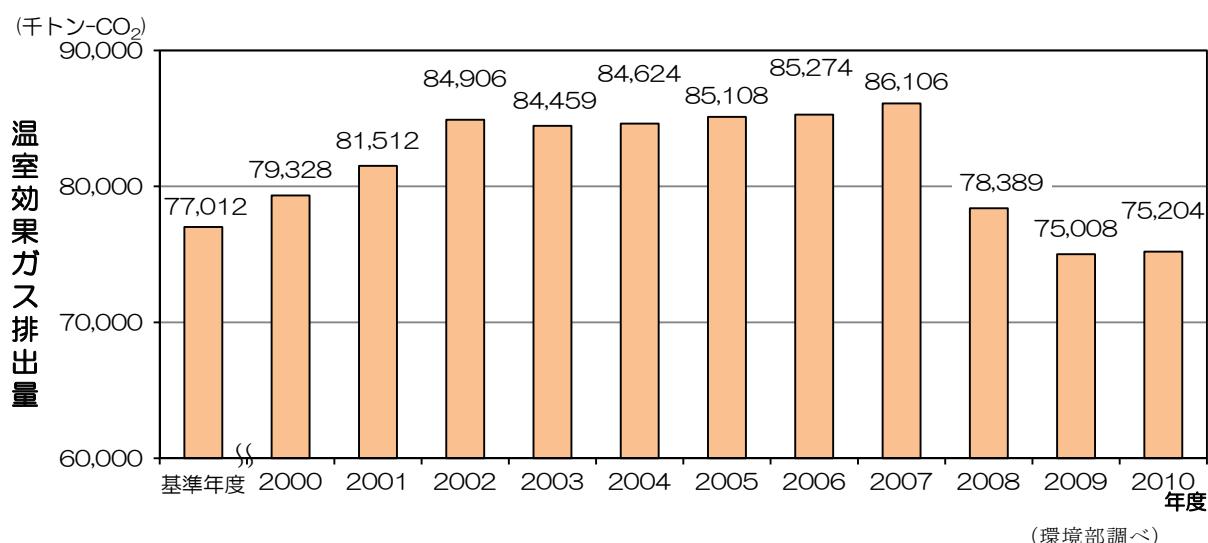
## (2) 温室効果ガス

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成 19 年度（2007 年度）にピークに達した後減少に転じており、平成 21 年度（2009 年度）には、京都議定書の基準年度（1990 年度）を初めて下回りました。
- 平成 22 年度（2010 年度）の県内の温室効果ガス排出量の内訳は、京都議定書の基準年度（1990 年度）と比較して、産業部門では自主削減取組と景気の後退に伴う生産活動の減少により排出量が大きく減少したものの（基準年度比 10.1% 減）、業務部門や家庭部門では、それぞれ延床面積や世帯数の増加とともに大きく排出量が増加しており（業務部門：同 11.8% 増、家庭部門：同 18.0% 増）、運輸部門でも増加しています（同 2.1% 増）。本県全体としては、基準年度比で 2.3% の削減にとどまっています。

## [課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量を削減するため、地域全体で省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。
- ◆ 温室効果ガスの排出量が増加している業務部門、家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。
- ◆ 製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて多く、事業者による自主的取組の一層の推進が期待されます。

本県における温室効果ガスの総排出量の推移



本県における温室効果ガス排出量（平成 22 年度（2010 年度））

区分	基準年度 排出量 (千トン-CO <sub>2</sub> )	平成 22 年度 排出量(割合) (千トン-CO <sub>2</sub> ) (%)	増加率 (1990→2010) (%)	
			区分内	▲ 1.2
エネルギー起 源 CO <sub>2</sub>	産業	42,898	38,548 ( 54.9 )	▲ 10.1
	民生（家庭）	7,315	8,629 ( 12.3 )	+ 18.0
	民生（業務）	8,387	9,374 ( 13.4 )	+ 11.8
	運輸	11,041	11,270 ( 16.0 )	+ 2.1
	エネルギー転換	1,481	2,401 ( 3.4 )	+ 62.1
	小計	71,124	70,222 (100.0)	▲ 1.3
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	3,224	3,837		+ 0.8
代替フロン等 3 ガス	2,664	1,145		▲ 2.0
合計	77,012	75,204		▲ 2.3

(注) 1 基準年度は 1990 年度〔ただし、代替フロン等 3 ガス(HFC、PFC、SF6)は 1995 年度〕である。

2 増減率は、区分内について基準年度排出量に対する 2010 年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(77,012 千トン-CO<sub>2</sub>)に対する 2010 年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。

3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(環境部調べ)